

● 重度障害者医療に係る所得制限

重度障害者、その配偶者及び扶養義務者について所得制限を設けております。
前年に一定の所得があったときは対象となりません。
(ただし、1月～9月に受ける重度障がい者医療費については前々年の所得で判定します。)

◆ 3歳～中学生 旧児童手当準拠 (単位：万円)

扶養親族の数	所得額
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

◆ 高校生以降 特別障害者手当準拠 (単位：万円)

扶養親族の数	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0人	366.1	628.7
1人	404.1	653.6
2人	442.1	674.9
3人	480.1	696.2
4人	518.1	717.5
5人	556.1	738.8

